

ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「第十条第二号及び」を削る。

第五条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「都道府県」の下に「、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区（以下「他の都道府県等」という。）」を加え、「免許」を「免許等」に改める。

第七条第二号中「他の都道府県」を「他の都道府県等」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第八条の規定により免許の取消しを受けた後、二年を経過しない者
第八条第六号中「他の都道府県」を「他の都道府県等」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にふぐの取扱い等に関する条例第二条第二号に規定するふぐ処理師が改正後の同条例第八条第六号に規定する免許等（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区において受けたものに限る。）を同号に規定する事由により取り消されたときに係る同号の規定の適用については、なお従前の例による。